平成19年からの税源移譲によって

国税(所得税)、市民税・県民税(住民税)が変わります

「地方でできることは地方に」という方針のもと進められている三位一体改革。このなかで、より身近な行政サービスを効率よく行われるように国税から地方税へ、税そのものの形で３兆円の税源が移譲されることになりました。

すなわち、住民の皆さんが国におさめていた所得税の一部分を住民税として、地方に納めていただくことになります。

これに伴い、税率構造も見直されます。下の速算表のように、国税は４段階から６段階に、市・県民税は課税所得（★）に関わらず、一律10%の税率となります。

（★）**課税所得とは**…税法上、収入と呼ばれる給与や事業収入などから給与所得控除や必要経費、基礎控除、扶養控除、社会保険料控除などといった各種控除を差し引いた残りの金額です。この課税所得に税率をかけたものが税額となります。

国税（所得税）　所得税額速算表

課税される所得の金額	平成18年分	
	税率	控除額
1千円～ 1,950千円	10%	0
1,951千円～ 3,300千円		
3,301千円～ 6,950千円	20%	330,000
6,951千円～ 9,000千円		
9,001千円～18,000千円	30%	1,230,000
18,001千円以上の金額	37%	2,490,000

国税（所得税）　所得税額速算表

課税される所得の金額	平成19年分	
	税率	控除額
1千円～ 1,950千円	5%	0
1,951千円～ 3,300千円	10%	97,500
3,301千円～ 6,950千円	20%	427,500
6,951千円～ 9,000千円	23%	636,000
9,001千円～18,000千円	33%	1,536,000
18,001千円以上の金額	40%	2,796,000

市・県民税（住民税）　住民税額速算表

課税される所得の金額	平成18年度分	
	税率	控除額
1千円～ 2,000千円	5%	0
2,001千円～ 7,000千円	10%	100,000
7,001千円以上の金額	13%	310,000

市・県民税（住民税）　住民税額速算表

課税される所得の金額	平成19年度分	
	税率	控除額
1千円以上の金額	10%	0

今回の税率構造の見直しを行うことで、課税所得が200万円以下の該当者のなかには、市・県民税の負担が大きくなったと感じられる方がいるかも知れません。しかし、新たに導入される「人的控除（★）額の差に基づく負担増の減額措置」により、市・県民税が次の方法で減額が行われます。

◆人的控除額の差に基づく負担増の減額措置

１．個人住民税の課税所得金額が200万円以下の者
①人的控除額の差の合計額
②個人住民税の課税所得金額
} いずれか小さい額の５％

２．個人住民税の課税所得金額が200万円超の者
{人的控除額の差の合計額 －（個人住民税の課税所得金額－200万円）}の５％
※ただし、この額が2,500円未満の場合は、2,500円とする。

★人的控除とは…基礎控除や扶養控除、配偶者控除などの控除を指します。
国税と市・県民税では、これらの控除額に差があります。

では、実際に皆さんの税負担がどうなるのかを具体的な例をあげて見ていきましょう。
（定率減税・高齢者非課税限度額の経過措置などは考慮していません）

■給与所得者

▶夫婦＋子ども２人（妻は夫の被扶養者で、子どものうち１人は、16～22歳の特定扶養親族に該当）の場合

給与収入	社会保険料（概算）	税源移譲前（単位：円）		
		国　税	市･県民税	合　計
300万円	30万円	0	13,500	13,500
500万円	50万円	119,000	80,500	199,500
700万円	70万円	263,000	200,500	463,500
1,000万円	94万円	688,000	446,500	1,134,500

税源移譲後（単位：円）		
国　税	市･県民税	合　計
0	13,500	13,500
59,500	140,000	199,500
165,500	298,000	463,500
590,500	544,000	1,134,500

■年金所得者（65歳以上）

▶夫婦（妻は70歳未満で所得なしのため、夫の被扶養者に該当）の場合

年金収入	社会保険料（概算）	税源移譲前（単位：円）		
		国　税	市･県民税	合　計
150万円	10万円	0	0	0
200万円	15万円	0	4,500	4,500
250万円	20万円	34,000	26,500	60,500
300万円	25万円	79,000	49,000	128,000

税源移譲後（単位：円）		
国　税	市･県民税	合　計
0	0	0
0	4,500	4,500
17,000	43,500	60,500
39,500	88,500	128,000

以上のように、国税と市・県民税の合計額でみれば、税源移譲の前後において納税額に変わりはありません。

税源移譲に関わる税率構造の見直しにご理解をいただくとともに、今後とも市・県民税の申告および納付にご協力をいただきますようよろしくお願いします。

【問い合わせ先】　税務課市民税係　☎ ５３－３１１６